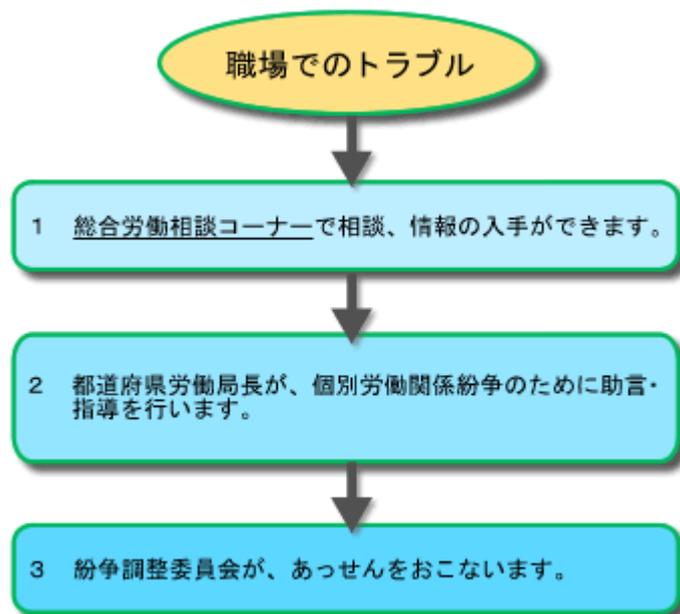


個別労働関係紛争でお困りの労働者、事業主の皆さまへ！！

職場でのトラブルの解決を労働局がお手伝いします。



企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、個別労働関係紛争(労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争)が増加しています。

個別労働関係紛争については、企業内での自主的な解決が図られていることが基本ですが、第三者に委ねたほうがより円滑な解決につながるケースもあります。

このため、労働局では、労働問題への専門性が高く、無料で個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供する全国レベルのセイフティネットとして「個別労働関係紛争の促進に関する法律」に基づく、

- 総合労働相談コーナーでの相談、情報提供
- 紛争調整委員会によるあっせん制度等

を平成13年10月1日より行っています。

個別労働紛争の未然防止・迅速な解決に本制度をお役立てください。

- 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください [ここをクリック](#)
- あっせん事例 [ここをクリック](#)
- 助言・指導事例 [ここをクリック](#)